

自家検査による PCR 検査の費用負担への補助事業の実施について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査について、令和2年3月から保険適用が拡大され、同年6月2日、行政検査の取扱いの一部が改正されたことを受け、石川県医師会において、開業医等における検査の受入れ体制が整備され、保健所を経由することなくPCR検査が行えるようになりました。

しかしながら、当組合は、自家診療の給付制限を行っており、被保険者が自院で同検査を実施した場合については保険請求ができないことから、自院で実施した場合の検査費用に対し、新型コロナウイルス感染症終息の判断がつくまで、補助を継続することとしました。

なお、他院で同検査を受けられる場合は、保険診療として受診が可能ですので、補助の対象にはなりません。(Q&AのQ6をご参照ください。)

【対象者】

医師国保組合の被保険者

検体採取日に被保険者の資格を有する方で、発熱等の疑い症状がある方に限る。

【PCR検査の期間】

令和2年6月2日から当分の間

※事業を終了する場合、改めてご案内いたします。

【補助金支給額】

年度内(4月～翌3月) 一人2回限り、1回5,000円

【補助金申請方法】

『自家検査によるPCR検査の費用負担補助金申請書』にご記入の上、添付書類を同封して当組合にご提出ください。

※添付書類・・・ 検査機関より送付された検査結果の写し

【補助金申請期限(提出期限)】

年度終了後、翌月末まで(当組合必着)

- ・ 検査結果が陽性だった場合には、速やかに保健所へ報告してください。
- ・ その他ご不明な点は、「補助事業に関するQ&A」をご参照ください。

自家検査によるPCR検査の費用負担への補助事業に関するQ&A

Q1.

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査は、誰でも受診することができるのでしょうか？

A1.

発熱やコロナを疑う呼吸器症状がなくても、体調が悪いなど感染が疑われる何らかの症状がある場合など、医師が必要と判断した場合に限り検査を受けることができます。

Q2.

PCR検査の自家検査とはどういう意味でしょうか？

A2.

開業医の先生やそのご家族の方の場合、先生が開業されている医療機関で検査を行うことです。勤務医の先生やそのご家族の方、従業員やそのご家族の方の場合は、勤務医の先生、従業員の方が勤務している医療機関で検査を行うことです。

Q3.

医師国保では、自家診療が出来ないと聞きましたが？

A3.

自院で受診することについては問題ありませんが、保険請求ができませんので、全額自己負担となります。

Q4.

保険請求ができないということは、PCR検査は公費扱いにならないということでしょうか？

A4.

その通りです。

Q5.

なぜ補助金申請方式としたのでしょうか？

A5.

今回の新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査は、保険診療として取扱うこととなりますが、自院でPCR検査ができる体制を整えたとしても、医師国保では、自家診療の給付制限を行っている為、保険適用とならず、自費扱いでの検査となってしまいます。

自費扱いとなると、全額自己負担となり、被保険者の負担が増えることから、検査に係る費用を補助することといたしました。

Q6.

自分が開業又は、勤務している医療機関以外の医療機関でPCR検査を受けた場合はどうなりますか？

A6.

医師会の集合契約に参加している医療機関で受診した場合は、保険診療となりますので、一部負担金相当額の負担となります。(PCR検査の自己負担分は公費扱い) 集合契約に参加していない医療機関で受診された場合は、全額自己負担となります。

Q7.

自分が開業又は、勤務している医療機関以外の医療機関でPCR検査を受けて、全額自己負担しました。補助金の申請は可能でしょうか？

A7.

出来ません。今回の事業は、あくまでも、ご自身が開業又は勤務する医療機関で検査をした場合のみが補助対象となります。

Q8.

開業医ですが、医師は私1人です。私が私自身の検査を実施することは構わないのでしょうか？

A8.

保険診療のルールとして、自己診療は認められておりません。

しかしながら、今回の補助事業に関しては、保険請求ができないということから、自費扱いで検査を実施していただくこととなりますので、補助事業の対象とすることにいたしました。

Q9.

補助金額はPCR検査を実施した費用負担の全額ですか？

A9.

補助金額は1人当たり5,000円です。

Q10.

2回検査をした場合、2回分の補助をしていただけるのでしょうか？

A10.

年度内で1人当たり2回限りです。

Q11.

私は医師国保に加入していますが、従業員は協会けんぽに加入しております。従業員のPCR検査を行った場合、補助金の対象となりますか？

A11.

対象となりません。補助金の対象は、医師国保の被保険者のみです。

Q12.

私は後期医師組合員ですが、後期医師組合員でも補助の対象となりますか？

A12.

対象となりません。後期医師組合員の先生方につきましては、自院でPCR検査を実施され、保険請求が可能と考えています。(但し、自己診療は不可)

Q13.

9月1日から勤務し、医師国保に加入する予定の従業員のPCR検査を8月20日に行ったのですが、補助金の対象となりますか？

A13.

対象となりません。

検査を行った時点で医師国保の被保険者である方が支給対象となります。

Q14.

医師国保に加入していた従業員のPCR検査を9月1日に行ったのですが、9月30日で退職しました。10月になってから、退職した従業員の検査料の補助金申請をするようにしていましたが、対象となりますか？

A14.

対象となります。検査を行った時点で医師国保の被保険者である方が支給対象となります。

Q15.

医師国保に加入している従業員が6名います。都合上、3名ずつ検査を行いたいのですが、補助申請は2回に分けても構わないでしょうか？

A15.

構いません。但し、補助対象となるのは、年度内で1人当たり1回限りとなりますので、できるだけ纏めてご請求いただくと助かります。

Q16.

私の医療機関は、県医師会の集合契約に参加していませんが、補助金申請はできるのでしょうか？

A16.

県医師会の集合契約に参加していない医療機関でも、補助金申請はできます。

但し、医師国保の被保険者である方が支給対象となります。

Q17.

私は従業員組合員です。9月30日で以前勤務していた医療機関を退職し、10月1日から現在の医療機関に勤務しています。以前勤務していた医療機関でも医師国保に加

入っていたのですが、8月20日に、以前勤務していた医療機関でPCR検査を行いました。10月10日に、現在勤務している医療機関でPCR検査を行うことになりました。10月10日に検査した分の補助金申請は出来るのでしょうか？

A17.

出来ません。補助対象となるのは、年度内で1人当たり1回限りですので、現在勤務されている医療機関の先生に、以前勤務していた医療機関でPCR検査を実施した旨をお伝えください。そのうえで、検査を実施していただいても構いませんが、全額自己負担となりますので、ご了承ください。

Q18.

私は従業員組合員です。自院でPCR検査を行ったのですが、私が補助金の申請をしてもいいのでしょうか？

A18.

誠に申し訳ございませんが、申請は医師組合員の先生からのみとなります。従業員組合員の方のお名前や、ご家族様のお名前で申請いただいても、お支払いできませんので、ご了承ください。

Q19.

私の住む市でもPCR検査の補助がありますが、医師国保へ補助金の申請をしてよいのでしょうか？

A19.

当組合の補助制度は、症状がある方が自院で検査をした場合を対象としています。お住まいの市町で実施する補助制度が、無症状の方を対象としている場合は、市町へ補助申請してください。

自家検査によるPCR検査の費用負担への補助事業のお問い合わせ先

石川県医師国民健康保険組合

FAX 076-239-4158

TEL 076-239-4155